

## 作業環境評価基準の一部並びに 作業環境測定基準の一部が改正されました

平成 16 年 10 月 1 日付け厚生労働省告示第 369 号にて、「労働安全衛生法に基づく作業環境測定における作業環境評価基準」が改正され、21 項目の評価基準が厳しくなり、さらに 1 項目（三酸化砒素）が追加されました。また、同じく第 368 号で、粉じん測定用の分粒装置に要求される「透過率特性」の計算式及び図が改正になりました。

### 1. 改正後の作業環境評価基準（（ ）内は改正前の値）

物の種類	管理濃度
1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{0.59Q + 1} \left[ \frac{2.9}{0.22Q + 1} \right]$ <p>（この式において、E 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。            E 管理濃度（単位 mg/m<sup>3</sup>）            Q 当該粉じんの遊離性有機酸含有率（単位：パーセント）</p>
2 アクリアミド	0.3mg/m <sup>3</sup>
3 アクリロトリル	2ppm
4 有機水銀化合物（有機基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	水銀として 0.01mg/m <sup>3</sup>
5 石綿（アサト及びクロシトを除く。）	5 マイクロメートル以上の繊維として 0.15 本毎立方センチメートル、（2 本毎立方センチメートル）
6 フェノキシ	0.5ppm
6 の 2 フェノキシ	1ppm
7 塩化ビニル	2ppm
8 塩素	0.5ppm
9 塩素化ビニル（別名 PCB）	0.1mg/m <sup>3</sup>
10 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
11 硝酸及びその塩	硝酸として 0.05mg/m <sup>3</sup>
12 五酸化バナジウム	バナジウムとして 0.03mg/m <sup>3</sup>
13 エタノール	エタノール可溶性成分として 0.2mg/m <sup>3</sup>
13 の 2 三酸化砒素	砒素として 0.003mg/m <sup>3</sup>
14 浮遊性じん	浮遊性じんとして 3mg/m <sup>3</sup> 、(5mg/m <sup>3</sup> )

物の種類	管理濃度
15 浮遊性じん	3ppm、(5ppm)
16 浮遊性じん	浮遊性じんとして 3mg/m <sup>3</sup> 、(5mg/m <sup>3</sup> )
17 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジメチルジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>
18 臭化メチル	5ppm
19 硝酸及びその塩	硝酸として 0.05mg/m <sup>3</sup>
20 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	水銀として 0.025mg/m <sup>3</sup> 、(0.05mg/m <sup>3</sup> )
21 トリジメチルアミン	0.005ppm
22 ニッケルジメチル	0.001ppm
23 ニッケルジエチル	0.05ppm
24 パラニトロフェノール	0.6mg/m <sup>3</sup> 、(1mg/m <sup>3</sup> )
25 浮遊性じん	2ppm、(3ppm)
26 ベンゾピレン	0.5ppm
27 ベンゾフルオランセレン及びその化合物	ベンゾフルオランセレンとして 0.002mg/m <sup>3</sup>
28 ベンゾフルオランセレン	1ppm、(10ppm)
29 ベンゾフルオランセレン（別名 PCP）及びその化合物	ベンゾフルオランセレンとして 0.5mg/m <sup>3</sup>
30 マグネシウム及びその化合物（塩基性酸化マグネシウムを除く。）	マグネシウムとして 0.2mg/m <sup>3</sup> 、(1mg/m <sup>3</sup> )
31 浮遊性じん	2ppm
32 浮遊性じん	5ppm、(10ppm)
33 浮遊性じん	0.1ppm
34 鉛及びその化合物	鉛として 0.05mg/m <sup>3</sup> 、(0.1mg/m <sup>3</sup> )
35 ベンゼン	500ppm、(750ppm)
36 浮遊性じん	50ppm
37 浮遊性じん	200ppm、(400ppm)
38 浮遊性じん	100ppm
39 浮遊性じん	400ppm

物の種類	管理濃度
40 エチレンジクロロ/エチルエーテル (別名クロロブ)	5ppm
41 エチレンジクロロ/エチルエーテルアセテート (別名クロロブアセート)	5ppm
42 エチレンジクロロ/メチルエーテル (別名ブチルクロロブ)	25ppm
43 エチレンジクロロ/メチルエーテル (別名ブチルクロロブ)	5ppm
44 1,1-ジクロロエタン	25ppm
45 キロリン	50ppm, (100ppm)
46 クロロホルム	5ppm
47 1,1,1-トリクロロエタン	10ppm
48 1,1,1-トリクロロエタン	10ppm
49 酢酸イソブチル	150ppm
50 酢酸イソブチル	100ppm, (250ppm)
51 酢酸イソブチル (別名酢酸イソアミル)	100ppm
52 酢酸エチル	200ppm, (400ppm)
53 酢酸メチル	150ppm
54 酢酸メチル	200ppm
55 酢酸メチル-ベンジル (別名酢酸メチル-アミル)	100ppm
56 酢酸エチル	200ppm
57 四塩化炭素	5ppm
58 シクロヘキサン	25ppm
59 シクロヘキサン	25ppm
60 1,4-ジメチル	10ppm

物の種類	管理濃度
61 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エタン)	10ppm
62 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エタン)	150ppm
63 ジクロロエタン (別名二塩化エタン)	50ppm, (100ppm)
64 N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
65 スチレン	20ppm, (50ppm)
66 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化エタン)	1ppm
67 テトラクロロエタン (別名パーフルオロエタン)	50ppm
68 テトラクロロエタン	200ppm
69 1,1,1-トリクロロエタン	200ppm
70 トリクロロエタン	25ppm, (50ppm)
71 トルエン	50ppm
72 二硫化炭素	10ppm
73 1,1,1-トリクロロエタン	40ppm, (50ppm)
74 1-ブタンオール	25ppm
75 2-ブタンオール	100ppm
76 2-ブタンオール	200ppm
77 1,1,1-トリクロロエタン	50ppm
78 1,1,1-トリクロロエタン	200ppm
79 1,1,1-トリクロロエタン	50ppm
80 1,1,1-トリクロロエタン	50ppm
81 1,1,1-トリクロロエタン	5ppm
備考 この表の右欄の値は、温度25度、一気圧の空気中における濃度を示す。	

### 対話こそ宝捜しの必須アイテム

先日、大気環境学会の大先輩から笑えない面白い話を聞いた。今から20数年前、その先輩がCFCによるオゾン層破壊に関する研究を展開しようと、予算要求をしたところ、予算当局の返事は「そんな雲の上のことを考えるくらいなら、もう大気汚染の問題は終わったのだな。」と言って予算をつけなかった、とのこと。京都議定書に対して、あのロシアの前向きな発言がニュースになることを思えば、さもありません。私はこの事例を非常に興味深く今でも記憶している。

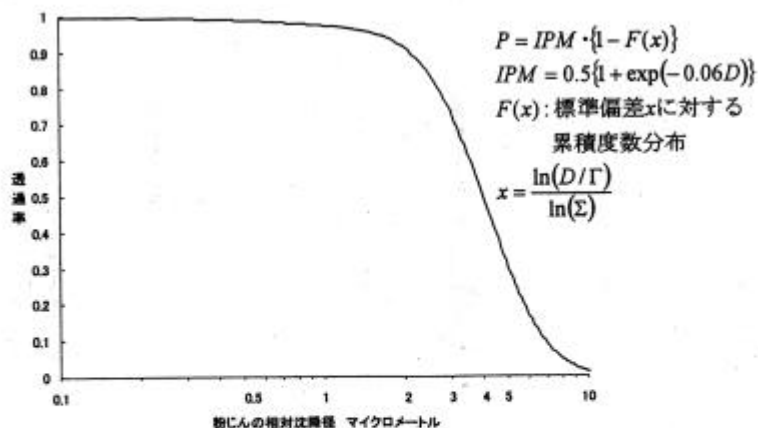
勿論、財政的な理由等の背景があったかどうかはともかくとして、双方善意で対応したと考えると、私達も日頃よく経験することである。相手が一生涯懸命説明していることでも、その真意が理解できないでいることがよくある。こんな時は“対話”の難しさを痛感する場面でもある。

昔読んだ“弁証法”のことを思い出す。対話の重要性は語られて久しいが、この対話こそ弁証法であると思う。テーゼとアンチテーゼを帰納法的に積み上げて合意を形成し、その合意に又アンチテーゼが生まれる。対話の双方が話し合いながら、自然に心のうちに新しいものが創造されていく(止揚される)。これこそが対話の産物であり、対話が重要と言われる理由である。双方が相手方の考えを理解することでさらに対話の内容が深まり、より高次元の高みへと二人を誘(いざな)う。

予算当局の担当者が、「オゾン層破壊と私達の生活がどう関係するんだい？」と一歩踏み込んだ質問をしていたら、理解を示そうとしたら、地球温暖化に対してもう少し早い時期に対策はスタートしていたであろう。“踏み込んだ質問をする”、“理解を示す”ちょっとした“勇気”が大きな地球的结果につながる。1人の人間の発言が、社会に、世界に大きく影響を与えていることを改めて実感する。(鹿田)

## 2. 作業環境測定基準の一部改正

粉じん作業場における作業環境測定に用いる「分粒装置」の透過率特性を示す計算式及び図が次のように改正されました（吸入性粉じんの粒径が、従来の 7.07 μm（100%カット）から 4 μm（50%カット）に変更されたことに基づく改正）。



備考 この図において、P、D、Γ及びΣは、それぞれ次の値を表すものとする。

- P 透過率
- D 粉じんの相対沈降径（単位 マイクロメートル）
- Γ 4.25 マイクロメートル
- Σ 1.5

### 蜜柑と茶葉

今秋、戸塚を走る東海道線に新型車が登場する。

東京近郊の JR 路線ではあちこちで旧国鉄車の更新が完了しており、「名門」の東海道はかなり遅れをとっていた。最も大きな理由は JR 東海との乗り入れの都合である。乗務員の訓練問題もあるが、従来のダイヤでは JR 東日本の車と JR 東海の車が連結する必要が生じていた。新しい車両は旧国鉄車との連結ができないので、東日本だけの都合で車両を変えられない事情があったのだ。しかし、今秋のダイヤ改正で東京発のほとんどの列車が最長で熱海行きとなり、JR 東海への相互乗入れや連結が解消される。JR 東日本の東海道線で車両の更新準備が整ったという訳だ。

新しく配置されるのは先に湘南新宿ライン等にデビューしている車両で E231 系という。これに東海道には外せないグリーン車を編入した 15 両編成が投入される。

ただし、この車両の乗り心地云々は正直いってあまり芳しくない。現場やマニアには「走ルンでず」と揶揄されているような電車なのだ。「コスト半分、寿命半分」というコンセプトが使い捨て電車の異名をとったわけで、言われてみると車内はずいぶん安っぽい。

ただ、所詮は通勤電車。多くの人は静かで小綺麗な車両になれば満足なので、これで十分とも言える。旧国鉄車と比べれば消費電力や騒音はかなり低減されており、環境にも優しい。

新しい車両は軽量ステンレスボディに明るいオレンジとグリーンの帯を巻いたメタリックなデザインである。軽金属の車体は防錆の塗色を必要とせず、電車が銀色になるのは時代の流れと言える。ただ、私的には東海道線はベタ塗りの濃緑と橙でなければしっくりこない。その昔、全国どこをみてもこげ茶一色だった国鉄車に、蜜柑と茶葉をイメージした「湘南色」の電車がデビューして以来、東海道線はこの色だったのである。オヤジのノスタルジーと言われてもなんとなく寂しいものだ。

会社の窓越し、蜜柑と茶葉を纏った重厚な電車が通りすぎる。1963 年からこの地を走り続けている電車で、改めてエールを送りたいと思う。（今村）

## 環境法令等の動き <抜粋> (H16.6.28～H16.9.29)

整理 番号	月日	区分・番号	名 称 ・ 内 容
1	6.28	経済産業省令 第 72 号	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令</p> <p>第1条 第2種事業の届出 第2条 第2種事業の判定の基準 第3条 方法書の作成 第4条 環境影響を受ける範囲と認められる地域 第5条 環境影響評価の項目等の選定に関する指針（次条から第13条までによる） 第6条 事業特性及び地域特性の把握 第7条 環境影響評価の項目の選定 第8条 調査予測及び評価の手法 第9条 標準手法 第10条 調査の手法 第11条 予測の手法 第12条 評価の手法 第13条 手法選定に当たっての留意事項 第14条 環境保全措置に関する指針（次条から第18条までによる） 第15条 環境保全措置の検討 第16条 検討結果の検証 第17条 検討結果の整理 第18条 事後調査 第19条 準備書の作成 第20条 評価書の作成 第21条 評価書の補正 附則 施行期日 平成16年7月1日 別表第1 標準項目（第7条関係） 別表第2 標準手法（第9条関係） 別記様式（第1条関係）</p>
2	6.30	環境省令 第 17 号	<p>産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃掃法施行規則の特例を定める省令</p> <p>廃掃法施行規則第9条の規定により許可を受けずに業として行うことができるとされた者のほか、化製場の設置者又は管理者から委託を受けて、当該化製場から生じた廃肉骨粉のみの収集又は運搬を業として行う者を加える</p>
3	6.30	環境省告示 第 42 号	<p>環境大臣が定める産業廃棄物の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 題名を「再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物」に改める</li> <li>・ 本文中「環境大臣が定める」を「再生利用に係る特例の対象となる」に改める</li> <li>・ 第3号の次に、第4号として廃肉骨粉に関する事項を加える</li> <li>・ この告示による第4号の規定は適用の日から1年6ヶ月で失効する</li> </ul>
4	6.30	環境省告示 第 43 号	<p>廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部改正</p> <p>準用する場合等に関する条項の追加</p>
5	7.1	厚生労働省 経済産業省 環境省 告示第 4 号	<p>化審法第2条第4項の規定に基づき化学物質を指定化学物質として指定した件</p> <p>指定化学物質に、26化学物質（No.763～No.788）を追加した</p>

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
6	7.2	政令第 218 号 (総務省)	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 旧基準の「特定屋外タンク貯蔵所」及び「準特定屋外タンク貯蔵所」の構造及び設備の新たな基準への適合に関する経過措置の期限を繰り上げることとした
7	7.2	政令第 222 号 (環境省)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正 1. 国内希少野生動植物種として ・ダイトウオオコウモリ、アマミノクロウサギ、アユモドキ ・ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキを加える 2. 国内希少野生動植物種の種子としてムニンツツジ、ムニンノボタン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキの種子を規定した 3. 特定国際種事業の届出が必要となる特定器官等の形態に係る要件について、第 5 条の 2 第 2 号に掲げる特定器官であって、加工品以外のものであることとした
8	7.2	政令第 224 号 (厚生労働省)	毒物及び劇物取締法施行令の一部改正 ・大型自動車に固定若しくは積載して毒物又は劇物を運搬する場合は、厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合に、運転者のほか交替する運転者を同乗させることとし、助手に関する規定を削除した ・施行期日 平成 16 年 10 月 1 日
9	7.2	厚生労働省 農林水産省 告示第 5 号	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨昫措置法 (HACCP 法) に基づく高度化基準の変更の認定 指定認定機関 (社) 日本炊飯協会 食品の種類 炊飯製品 高度化基準の変更の概要 「コンテナの洗浄」を「コンテナの洗浄殺菌」に改める 変更後の高度化基準縦覧に供する
10	7.2	厚生労働省 経済産業省 環境省 告示第 5 号	化審法第 2 条第 5 項の規定に基づき化学物質を第 2 種監視化学物質として指定した件 第 2 種監視化学物質に 34 化学物質 (No. 789 ~ No. 822) を追加した
11	7.9	政令第 225 号 (総務省)	危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部改正 1. 危険物の規制に関する政令の一部改正 指定可燃物に再生資源燃料を追加 2. 消防法施行令の一部改正 再生資料燃料を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備等を設置することとした 3. 施行期日 平成 17 年 12 月 1 日
12	7.20	日本工業規格 (経済産業省)	制定、改正、確認、廃止 改正 Q10006 品質マネジメントシステム - プロジェクトにおける品質マネジメントの指針
13	7.21	厚生労働省 農林水産省 告示第 6 号	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨昫措置法 (HACCP 法) に基づく指定認定機関の指定 名称: 全日本漬物協同組合連合会, 食品の種類: 農産物漬物
14	7.26	経済産業省 環境省令 第 5 号	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部改正 ・フロン類に関する各種の申請を行おうとする者又は変更を行おうとする者が外国人である場合は「外国人登録証明書の写し」を提出させる ・各種申請・届出をしようとする個人 (外国人を除く) に関する「本人確認情報」を利用できない場合、又は提供を受けることができない場合は、「住民票の写し」を提出させる

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
15	7.28	環境省令第18号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正 ・第2条第9号に 自動車用開放型鉛蓄電池を加える ・第2条に第11号として 廃牛背柱を適性に収集・運搬する者を加える ・第2条の3に第7号として 廃牛背柱を適性に処分する者を加える
16	7.28	環境省告示第45号	広域的処理に関する特例の対象となる一般廃棄物の一部改正 ・廃開放型鉛蓄電池を追加 ・廃二輪自動車（原動機付自転車又は小型二輪自動車若しくは軽二輪自動車）を加える
17	7.30	厚生労働省 農林水産省 告示第7号	HACCP法に基づく高度化基準の認定 名称：全日本漬物協同組合連合会 食品の種類：農産物漬物 高度化基準：縦覧に供する
18	7.30	厚生労働省 農林水産省 告示第8号	HACCP法に基づく認定業務規程の認可 17に関する認定業務規程を認可
19	8.11	厚生労働省 経済産業省 環境省告示 第6号	化審法に基づく化学物質を第2種監視化学物質に指定した件 第2種監視化学物質に7物質（No.823～No.829）を追加
20	8.20	日本工業規格 （経済産業省）	制定・改正・確認・廃止 制定：JIS Q17030 適合性評価 - 第三者適合マークに対する一般要求事項
21	8.25	日本工業規格 （経済産業省・ 国土交通省）	制定・改正・確認・廃止 制定：JIS X7111 地理情報 - 座標による空間参照 JIS X7113 地理情報 - 品質原理
22	9.2	厚生労働省令 第126号	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正 第1条中「成分規格及び表示の基準」の下に、「農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく用途に用いる飼料添加物又は薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する動物用の医薬品（化学的に変化した物質を含む）の量の限度に係る成分規格」を加える
23	9.2	厚生労働省 告示第329号	食品、添加物等の規格基準の一部改正 第1食品の部A 食品一般の成分規格の項に6として、 (1)食品（野菜類、肉類）に残留する農薬等（上記No.22に規定された農薬、飼料添加物、又は動物用の医薬品）の成分である物質の量の限度 (2)検体（野菜類の検体の部位） (3)「不検出」とする場合の試験法を規定した
24	9.15	官報資料版 （No.2383）	〔環境白書のあらまし〕 総説 広がれ「環境のわざと心」 序章 環境革命の時代へ 第1節 便利さや快適さを追求したこれまでの暮らし 第2節 環境革命の胎動 第3節 環境の世紀を生きる

整理 番号	月日	区分・番号	名 称 ・ 内 容
			<p>第1章 暮らしを彩る「環境のわざ」</p> <p>第1節 技術で開く環境の世紀</p> <p>第2節 環境に配慮した事業活動の進展</p> <p>第2章 暮らしを深める「環境の心」</p> <p>第1節 社会で育む「環境の心」</p> <p>第2節 「環境のわざ」を支える消費と投資</p> <p>第3節 暮らしの中で環境保全</p> <p>第4節 環境保全のまちづくり</p> <p>第3章 日本で、そして世界へ</p> <p>第1節 暮らしの環境革命から始まる環境と経済の好循環</p> <p>第2節 環境で育む心、心を守る環境 環境教育の推進</p> <p>第3節 日本発の環境関連の国際標準を目指して</p> <p>第4節 世界へ広げる「環境のわざ」 国際環境協力</p> <p>むすび 「環境のわざと心」で地球環境保全</p> <p>〔循環型社会白書のあらまし 循環型社会構築の障害とその克服に向けて 〕</p> <p>序章 循環型社会構築の障害とその克服に向けて</p> <p>不法投棄の現状と対策について</p> <p>第1節 不法投棄の現状</p> <p>第2節 不法投棄の影響</p> <p>第3節 各主体の取組</p> <p>おわりに</p> <p>第1章 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の状況</p> <p>第1節 我が国の物質フロー</p> <p>第2節 一般廃棄物</p> <p>第3節 産業廃棄物</p> <p>第4節 廃棄物関連情報</p> <p>第2章 循環型社会の形成に向けた国の取組</p> <p>第1節 循環型社会の形成に向けた法制度の実施状況</p> <p>第2節 循環型社会を形成する基盤整備</p> <p>第3節 循環型社会の形成と地球環境問題</p> <p>第3章 循環型社会の形成に向けた各主体の取組</p> <p>第1節 国民、民間団体等の取組事例</p> <p>第2節 産業界の取組事例 日本経済団体連合会環境自主行動計画 ・平成16年度において講じようとする循環型社会形成に関する施策</p>
25	9.22	厚生労働省 経済産業省 環境省 告示第7号	<p>化審法第2条第4項の規定に基づき化学物質を第1種監視化学物質として指定した件</p> <p>第1種監視化学物質として18物質を指定した</p>
26	9.27	経済産業省令 第96号	<p>鉱山保安法施行規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 鉱業権者が講ずべき措置及び鉱山労働者が守るべき事項</p> <p>第3章 保安教育</p> <p>第4章 特定施設等</p> <p>第5章 鉱山の現況調査及び保安規定</p> <p>第6章 保安管理体制</p> <p>第7章 雑則</p> <p>附則</p>

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
27	9.27	経済産業省令第97号	<p>鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令</p> <p>各種工作物等の技術基準を規定</p> <p>第4節 環境関連施設の技術基準</p> <p>第30条（抗廃水处理施設の技術基準）</p> <p>第31条（鉱業廃棄物の坑外埋立場の技術基準）</p> <p>第32条（鉱業廃棄物の坑内埋立場の技術基準）</p>
28	9.27	環境省令第22号	<p>廃掃法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう）を受け入れる場合、保管する場合等に必要な各種措置、設備等について規定</li> <li>・施行期日 平成16年11月1日から</li> <li>・平成18年10月31日までの間に法第8条第1項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者のごみ処理施設及び法第9条の3第1項による届出をしている市町村に係る技術基準に関しては経過措置あり</li> </ul>
29	9.27	環境省告示第53号	<p>固形燃料化施設に係るダイオキシン類の濃度の算出方法の一部改正</p> <p>本則中「第4条の5第1項第9号二」を「第4条の5第1項第9号ホ」に改める</p>
30	9.29	政令第292号（国土交通省）	<p>海洋汚染防止法の一部を改正する法律（クォータリーNo.67#7）等の一部の施行期日を定める政令</p> <p>当該法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は平成16年11月1日とする</p>
31	9.29	政令第293号（国土交通省）	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・題名中の「海洋汚染」の後に「等」を加える</li> <li>・オゾン層破壊物質は、トリクロロフルオロメタン等90物質（別表第1の3）とする</li> <li>・大気を汚染する物質は、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化学物質とする</li> <li>・窒素酸化物の放出基準は、原動機の種類及び能力ごとに定める量以下とする</li> <li>・燃料油の品質の基準等は、海域ごとに硫黄分の濃度が一定の質量100分率以下であること等とする</li> <li>・その他、船舶発生油等の焼却に関する事項</li> <li>・排他的経済水域等における一定の外国船舶から放出される排出ガスに関する適用関係を規定</li> </ul>
32	9.29	政令第295号（環境省）	<p>廃掃法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令</p> <p>当該法律の改正（クォータリーNo.67#8）の施行期日は平成16年10月27日とし、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日は平成17年4月1日とする</p>
33	9.29	政令第296号（環境省）	<p>廃掃法施行令の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物の熱分解を行う場合の基準を規定</li> <li>2. 廃棄物の埋立処分場からの浸出液による汚染を防止するために必要な設備の設置及び措置を講ずることとした</li> <li>3. 産業廃棄物を収集・運搬する車の外側に、表示すべき事項を規定</li> <li>4. 指定有害廃棄物（法第16条の3）は硫酸ピッチとし、その保管、収集、運搬、処分等に関する基準を規定</li> <li>5. 事故時の措置を届け出なければならない特定処理施設を規定</li> <li>6. その他、所要の規定の整備を行うこととした</li> <li>7. 施行期日 平成16年10月27日</li> </ol> <p>ただし、1～3は平成17年4月1日より施行</p>

## 『たまには晴耕雨読』(「続・解体新書」改め)

1988年から1998年まで、10年にわたり連載(クォーターリー No.5~No.42)してきた『続・解体新書』。

諸般の事情により休載してから、早6年もたってしまったわけだ。その間、筆者といえば、環境調査の報告書を書く以外、年賀状すらまともに書かない筆不精で、せっかく『続・解体新書』で健康管理や安全衛生について知見を深めてきたというのに、健康診断の数値とズボンのサイズだけは着実に増加させてきたというありさまだ。女房からは、脂肪のついたウェストを非難されつつ、「人生の年輪だ」と偉ぶって見たところで、本音は「トホホ」であり、毎朝、彼女が差し出すサプリメントを、中身も知らないまま、黙って飲むのが日課となっている。

そんなわけで、『続・解体新書』は健康維持にあまゝ効果がないことを身をもって証明してしまったことになり、少し路線変更する必要がありそうだ。今までは、どちらかというハード面から見た話が多かったように感じるので、この辺で、心とからだの両面から考える、言いかえれば「気持ちいいこと」を題材にして書いてみようと思う。あわせて、筆者憧れの悠々自適なライフスタイルである「晴耕雨読」をタイトルに据えて、クォーターリーに少しでも癒しの空間を持ち込めればと願う

さてその第1回目は、毎朝せっせとサプリメントを並べている女房殿とのクラシック・コンサートのおはなし(前編)。

クラシック・コンサートといっても様々なものがある。今回、彼女を誘ったのは、長野県松本市で毎年夏の1ヶ月間開催される、「SAITO KINEN FESTIVAL」という音楽祭。これは、指揮者の小澤征爾氏が総監督を務める音楽祭で、欧州のザルツブルグ音楽祭などに匹敵する質とスケールを誇っている。今年で12回目を迎え、8月中旬のオープニングコンサートから始まり、若手育成のためのプログラムがあったり、親子のふれあいコンサートがあったりしながら、最後にメインイベントである、オーケストラコンサートで幕を閉じる。中でもこのオーケストラコンサートは、世界中から小澤征爾氏のもとに馳せ参じた演奏家で構成されており、著名なソリストや、楽団の主席を務める者が、それこそそうじゃうじゃいて、「奇跡のオーケストラ」と評されることもある。1台1億円を超える弦楽器の名器「ストラディバリウス」も何台もあるに違いない。普段なら、大ホールでソロを弾くような名演奏家が、オーケストラの後方でひっそりと隠れているのを見たりするのも、このコンサートの楽しみのひとつである。

そんなわけで、チケットを入手するのも至難の技で、ネットや電話での申し込みでは、接続すらできなかったが、幸運にもキャンセル待ちの抽選に当たり「お土産買ってくるね〜」などと6歳の娘を知人に預け、女房と二人、いざ松本へとなったわけである。

市内は、駅前を中心として、全ての街路灯に音楽祭の小旗が掲げられ、街角にはコンサートの模様を生中継している大型スクリーンなども設置されている。街ぐるみで音楽祭に取り組んでいるので、実に華やかな雰囲気の中、筆者が「いったいいつ着るの?」と指摘した勝負服(赤のGianfranco Ferré)に着替えた女房殿と二人で、会場へと向かった。

はてさて、次回後編は、コンサート会場の模様と、その後の夜の珍道中。お楽しみに!(石)



<パズル&クイズ>

〔前回の解答〕

( )内が正解です。

- 怖毛(気)だつ : 身の毛がよだつことから、怖毛だつと書き誤ることが多い。  
大勢の聴集(衆) : 「衆」は「大衆・民衆」等、多くの人の意。「聴集」は誤り。  
切端(羽)詰まる : 「切羽」は、刀の鐔の金具。切羽の穴が詰まると、抜き差ししなくなることから、物事がさしせまってどうにもならないことをいう。  
公金を着腹(服)する : 「着腹」は、身につけること。「着腹」とは書かない。  
敬(軽)蔑する : 軽んじ、さげすむこと。「敬蔑」では、尊敬と蔑みで矛盾する。  
窮局(極)の目標 : 「窮極」は、物事をはてまで極めること。「究極」とも書く。  
気(毛)嫌いする : 鳥獣が相手の毛なみによって好き嫌いするのと同じように、何という理由もなく感情の上から嫌うこと。  
成功を確心(信)する : 「確信」は、確く信じること。「確心」という熟語はない。  
断(談)判する : 「談判」は、ある事柄についてどうするか話し合うこと。  
互格(角)の勝負 : 「互角」とは、牛の角が左右に大小の差がないところから、両者に優劣の差がないことをいう。「互格」と書き誤りやすい。  
計算を過(誤)る : 「過」は、「あやまつ」であり、「あやまる」とは読まない。  
頭から断(弾)圧する : 「弾」は、うつ、たたくの意。「断圧」という語はない。

〔今回の問題〕

(1) 今年のオリンピックは、柔道から始まって水泳、球技、マラソン・・・と、連日、日本勢の活躍が目覚ましく、十分に楽しませて貰いました(その分、寝不足にもなりましたが)

さて、そこで今回の問題です。

100m平泳ぎ決勝で、北島選手は1分0秒08で金メダル、2位のハンセンは1分0秒25でした。

この時、2人の選手の距離の差はどの位だったでしょうか？」

スタート・ターン・ラストスパート等それぞれ速さは違いますが、平均の速度で計算して下さい。

(2) 次の間違いを直して下さい。

- ラストシーンが圧観  
頭をかしげる  
弓矢を引く  
口車を合わせる  
波紋を投じる  
斜めに構える  
後ろ手に回る  
鼎を問う  
髪をまるめる

(1)、(2)についての解答をお寄せ下さい。  
正解者には薄謝をお送りします。  
なお、(1)は計算式をつけて、有効数字3桁で答えて下さい。

宛先・・・FAX :045-812-6410 藤井まで

(所属、お名前をお忘れなく)

切・・・11月15日(月)

〔編集後記〕

『連続真夏日』に続いて「上陸台風」そして「降雨量」と、気候の方もオリンピック並みに記録の更新を競っているようです。あまり有難い記録ではありませんが、これも温暖化の影響の一つだとすれば、今後も次々と塗り変えられて行くのかと空恐ろしい気がいたします。

さて、平成10年以降、編集子の都合で「法令の動き」を中心にクォーターを編集してまいりましたが、この辺で元に戻して、社内外の方々からの投稿を増やして行きたいと考えております。詩、和歌、俳句、随筆、紀行文等々、何によらず歓迎いたしますので、どしどしご投稿下さい(社内規定により薄謝を呈します)。クォーター1頁当たり四百字詰め原稿用紙4枚(含題名)を目安にして下さい。

(再生紙を使用しています)